

# 給与支払報告書の提出はお早めに

給与支払報告書は、一月の末日が提出期限ですのでお早めに提出してください。

なお、年の中途中で退職している方で年末調整を受けられない方、源泉徴収票をおもちでない方は、前の事業所で作成した源泉徴収票を、二月の申告相談におもちください。

## 所得税・市県民税の申告は2月16日からです

平成五年分の所得に関する申告は二月十六日からです。地区ごとに日程が設けられていますので、日程表にもとづいてそれぞれ最寄りの会場で申告相談をお願いいたします。

日程については二月号の広報でお知らせします。

相談の際は、印鑑、源泉徴収票、収支明細がわかるもの、年金につ

**共同説明会**

**所得税 市県民税**

日時 2月2日(水)  
午後1時～3時

場所 市役所3階 大会議室



いては、一月に社会保険庁から送付されてくる源泉徴収票で申告を受け付けさせていただきますのでお忘れのないようにお願いいたします。(共済組合についても同じ) 問合先 税務課 市民税係

## とりこわされた家屋に課税されていませんか?

固定資産税は、その年の一月一日現在の所有者に課税するしくみになっています。それ以前に、とりこわされた家屋に課税されている場合もありますので、次のような場合は「家屋とりこわし届出書」を一月末までに税務課に提出してください。

- ・建物とりこわし、滅失登記が済んでいないとき。
  - ・現存していない建物に課税されているとき。
- なお、届出書の用紙は、税務課および、各地域コミュニティセンターに用意してあります。

詳しいことは、税務課までお問い合わせください。

## 償却資産の申告

毎年一月一日現在で、事業用資産がある所有者は、償却資産の申告をしていただくことになっています。

申告書の提出は、一月三十一日までとなっていますので、忘れずに提出してください。

なお、申告書のない事業所は、税務課資産税係へ請求してください。

## 譲渡所得の「お尋ね」お早めに

土地や建物の売却益については「譲渡所得」として、所得税がかかります。平成五年中に土地・建物などを売った場合には、確定申告をしていただきますが、その資料となる「お尋ね」を大月税務署から一月十四日に発送します。



該当者は一月二十四日から二十七日までの間に、関係書類持参のうえ税務課でご相談ください。この「お尋ね」を提出しませんと直接税務署に行ってくださいこととなります。お忘れのないように。

## パートタイム労働法が施行されました!!

短時間労働者がその能力を有効に発揮でき、福祉の増進が図られるように、12月1日よりパートタイム労働法が施行されました。

短時間労働者とは

一週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い労働者です。

事業主の責務

短時間労働者がその能力を有効に発揮できるように、適正な労働条件の確保、教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善を図るための措置を講じるよう努めなければなりません。

問合先 山梨婦人少年室 ☎0552(52)6779

## 二十歳になったら あなたも国民年金

二十歳になると、成人としていろいろな権利や義務が生まれます。国民年金に加入することもその一つです。

国民年金は、二十歳から六十歳になるまでのすべての人が加入します。そして、将来の老後の支えとして大きな役割を果たします。

また、長い一生の間には、どんなことがあるかわかりません。病や事故で障害が残ったとき、あるいは、ご主人に万一のことがあったときなどにも年金が支給されます。

会社や官公庁に勤めている人は、

厚生年金や共済組合に加入していることが、同時に国民年金にも加入することになります。

また、会社や官公庁に勤めているご主人に扶養されている奥さんは、自分で手続きをして国民年金に加入します。

その他、農業や自営業者などの人も国民年金に強制加入となります。

加入手続きは、市役所の国民年金係で行ってください。二十歳になったら、国民年金の加入手続きをしましょう。

問合先 市民課国民年金係